

(別添 2 3 - 2)

対面助言等におけるW e b会議システム利用要綱

本通知の別添に定める相談等において面談を実施する際は、面会形式、W e b会議形式、又はその両方を組み合わせて実施することとします。W e b会議は、原則機構を主催者として機構が指定するW e b会議システムにより実施します。

W e b会議を利用する際は、事前に独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則（平成16年細則第4号。）の様式第57号「W e b会議による対面助言等の実施に関する基本確認事項」（以下「W e b会議基本確認事項」という。）の提出が必要です。W e b会議基本確認事項の提出方法及び実施形式の調整方法等は以下の通りです。

1. 対象相談の申込み手続きに日程調整依頼書、質問申込書又は予約依頼書の提出がある場合

(1) 日程及び実施形式の調整

相談申込者は、対象相談の日程調整依頼書、質問申込書又は予約依頼書に、希望する実施形式を記載してください。W e b会議形式を希望される方は、W e b会議基本確認事項に必要事項を記入した上で、対象相談の日程調整依頼書、質問申込書又は予約依頼書と併せて対象相談の受付部署（審査マネジメント部審査マネジメント課又は審査業務部業務第一課/第二課）宛に提出してください。日程調整依頼書、質問申込書又は予約依頼書に希望する実施形式の記載がない場合は、面会形式の実施を希望するものとして取り扱います。

なお、実施形式は、相談申込者の希望を踏まえて機構にて決定します。ご希望に添えない場合もありますので、了承ください。

(2) 調整結果のお知らせ

- ・受付部署からのご案内の送付がある相談（有料の相談）

対面助言等におけるW e b会議システムの利用の可否は、対象相談の日程調整結果と併せて「対面助言の実施のご案内」等に記載して、審査マネジメント部審査マネジメント課又は審査業務部業務第一課/第二課より相談申込者の連絡先宛にお知らせします。

- ・受付部署からのご案内の送付がない相談（無料の相談）

無料の事前面談、全般相談等の受付部署からのご案内の送付がない相談区分においては、相談等を実施する審査部等担当者（以下「相談担当部担当者」という。）よりW e b会議システムの利用の可否を相談申込者の連絡先宛にお知らせします。

(3) 対象相談の日程調整依頼書、質問申込書又は予約依頼書の提出後にW e b会議システムの利用を希望又は利用が予定される場合

対象相談の日程調整依頼書、質問申込書又は予約依頼書の提出時には、W e b会議システムの利用を希望しなかった場合であって、(2)の調整結果のお知らせを受けた後に利用を希望する場合は、W e b会議基本確認事項を相談担当部担当者宛に提出してください。W e b会議システムの利用の可否は、相談担当部担当者より相談申込者の連絡先宛にお知らせします。

また、W e b会議システムの利用希望の有無によらず、機構との調整の結果、W e b会議システムの利用が予定される場合もW e b会議基本確認事項を相談担当部担当者宛に提出してください。

2. 対象相談の申込み手続きに日程調整依頼書、質問申込書又は予約依頼書の提出がない場合

(1) 日程及び実施形式の調整

面談の実施がある場合、対象相談の申込み前又は申込み後に実施する相談担当部担当者との打ち合わせにおいて、日程及び実施形式を調整してください。W e b会議形式で実施する場合は、W e b会議基本確認事項を相談担当部担当者宛に提出してください。対象相談の申込み時点でW e b会議利用が予定されている場合は、対象相談の申込書と併せて審査マ

ネジメント部審査マネジメント課宛に提出することも可能です。

なお、実施形式は、相談申込者の希望を踏まえて機構にて決定します。ご希望に添えない場合もありますので、了承ください。

(2) 調整結果のお知らせ

相談担当部担当者より相談申込者の連絡先宛にお知らせします。

3. Web会議基本確認事項の提出に関する問合せ

Web会議基本確認事項の提出方法等に関してご質問がある場合は、本通知の別添に記載の対象相談の照会先に問い合わせてください。